

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○事務委任規則の一部を改正する規則

訓 令 甲

○事務決裁規程の一部を改正する訓令

規 則

事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十五号

事務委任規則の一部を改正する規則

事務委任規則（昭和三十五年宮城県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第二号中ホをへとし、ニをホとし、ハの次に次のように加える。

二 第二十五条第三項の規定による報告の受理

第五条第三号ル中「第二十九条第七項」を「第二十九条第十三項」に改め、同号中ルをヨとし、ヌ

をワとし、ワの次に次のように加える。

カ 第二十九条第十一項の規定による有料老人ホーム情報の受理

第五条第三号中リをヲとし、チをヌとし、ヌの次に次のように加える。

ル 第二十九条第一項の規定による有料老人ホームの設置の届出の受理

第五条第三号中トをリとし、へをチとし、ホをへとし、への次に次のように加える。

ト 第十五条第二項の規定による老人デイサービスセンター等の設置の届出の受理

第五条第三号中ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ページ

(人事課) 一

(人事課) 一

二 第十四条の規定による老人居宅生活支援事業の開始の届出の受理

第五条第四号中ムをウとし、ホからラまでをへからムまでとし、ニの次に次のように加える。

ホ 第七十条の三第一項の規定による特定施設入居者生活介護の事業を行う者の指定の変更

第六条第一項第二十九号ル中「麻薬及び向精神薬取締法施行条例（平成十二年宮城県条例第六十一号。以下この号において「条例」という。）第三条」を「麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和二十八年厚生省令第十四号）第一条の四」に改め、同号ヲを削り、同項第三十一号トを削り、同条第二

項第七号イ中「第十八条の七第一項」の下に「第十八条の十五第六項」を、「届出」の下に「及び報告」を加える。

第十条第一項第四十三号中「市町村振興総合補助金」の下に「人口減少・少子化等地域対策強化事業費補助金」を加え、同条第二項中「同項第四十一号」を「同項第四十三号」に改める。

第十八条第一項第十三号ハ中「勧告若しくは」を削り、「安全確保措置」を「緊急安全確保措置」に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

訓 令 甲

○宮城県訓令第十七号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程（昭和三十五年宮城県訓令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「オリンピック・パラリンピック大会推進局長、」を削る。

第五条第一項の表部長の項を次のように改める。

部 長		理 事	国 際 経 済 ・ 観 光 局 長
危 機 管 理 監	副 部 長（複数の副部長を置く部にあつては、当該事務を担当する副部長）	主 務 課 長（当該事務を担当する課長（室長を含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）	

デジタル政策推進監

第五条第一項の表副部長（オリンピック・パラリンピック大会推進局長、国際経済・観光局長、理事、危機管理監及びデジタル政策推進監を含む。）の項中「オリンピック・パラリンピック大会推進局長、」を削る。

附則第三項中「出納局管理課長」を「出納局契約課長」に改める。

別表第一各課長の専決事項の項第六号中「第四十条第一項」を「第四百三十三条第一項」に改め、同表企画部長の地域振興課に係る専決事項の項第一号口中「策定」の下に「及び主務大臣への提出」を加え、同項第二号口中「作成の際の主務大臣との協議及びその」を削り、「策定」の下に「及び主務大臣への提出」を加え、同号に次のように加える。

ニ 市町村が作成する山村振興計画の変更に係る同意（第八条の三）

別表第一企画部長の地域振興課に係る専決事項の項第三号を次のように改める。

三 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）の施行に関する次のこと。

イ 離島振興計画の策定及び主務大臣への提出（第四条）

ロ 離島活性化交付金等事業計画の作成の際の離島関係市町等との協議及びその作成（第七条の二）

ハ 離島活性化交付金等事業計画の事業等所管大臣への提出（第七条の三）

別表第一地域振興課長の専決事項の項第十号中「市町村振興総合補助金」の下に「及び人口減少・少子化等地域対策強化事業費補助金」を加え、同表環境生活部長の環境対策課に係る専決事項の項第二号イ中「第十八条の八」の下に「、第十八条の十八」を加え、同号ホ中「第十八条の四」の下に「第十八条の二十一」を加え、同表環境対策課長の専決事項の項第二号中ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 報告の受理（第十八条の十五）

別表第一環境生活部長の食と暮らしの安全推進課に係る専決事項の項第十八号中カをネとし、ヘからワまでをラからツまでとし、ホの次に次のように加える。

ヘ 指定検査機関の指定（第二十一条）

ト 指定検査機関の役員又は検査員の解任命令（第二十六条）

チ 業務規程の変更命令（第二十八条）

リ 食鳥検査の業務に係る監督命令（第三十一条）

ヌ 指定検査機関の業務の休廃止の許可（第三十二条）

ル 指定検査機関の指定の取消し等（第三十三条）

別表第一環境生活部長の食と暮らしの安全推進課に係る専決事項の項第二十一号を第二十二号とし、第二十号の次に次の一号を加える。

二十一 愛玩動物看護師法（令和元年法律第五十号）の施行に関する次のこと。

イ 愛玩動物看護師養成所の指定（第三十一条）

ロ 指定愛玩動物看護師養成所の指定の取消し（愛玩動物看護師養成所指定規則（令和三年環

水産省令第七号）第七条）

別表第一食と暮らしの安全推進課長の専決事項の項第十三号イ中「許可」の下に「及び届出の受理」を加え、ホをレとし、ニをタとし、ハをヨとし、ロをホとし、ホの次に次のように加える。

ヘ 届出食肉販売業者の届出の受理（第十七条）

ト 指定検査機関の指定の公示並びに名称等の変更の届出の受理及びその変更の公示（第二十三条）

チ 指定検査機関の役員の選任及び解任の認可並びに検査員の選任及び解任の届出の受理（第二十六条）

リ 業務規程の認可及び変更認可（第二十八条）

ヌ 事業計画及び収支予算書の認可及び変更認可並びに事業報告書及び収支決算書の受理（第二十九条）

ル 指定検査機関の指定の取消し等の公示（第三十三条）

ラ 食鳥検査の業務の全部若しくは一部を行うこととなるとき又は行うこととなる事由がなくなつたときの公示（第三十五条）

ワ 指定検査機関に対する報告の徴収（第三十七条）

カ 指定検査機関に対する立入検査（第三十八条）

別表第一食と暮らしの安全推進課長の専決事項の項第十三号イの次に次のように加える。

ロ 食鳥処理業者の地位の承継の届出の受理（第七条）

ハ 食鳥処理衛生管理者の設置及び変更の届出の受理（第十二条）

ニ 食鳥処理場の休廃止等の届出の受理（第十四条）

別表第一食と暮らしの安全推進課長の専決事項の項第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 愛玩動物看護師法の施行に関する次のこと。

イ 愛玩動物看護師養成所の変更の承認及び届出等の受理（愛玩動物看護師養成所指定規則（以

下この号において「省令」という。第三条、第五条）
 ロ 報告の徴収及び指示（省令第六条）
 別表第一保健福祉部長の社会福祉課に係る専決事項の項第二号中ヌをヨとし、リの次に次のように加える。

ヌ 社会福祉連携推進法人の認定及び認定の取消し並びにこれらの公示（第二百二十七条、第四百二十九条、第四百四十五条）

ル 社会福祉連携推進法人の定款の変更の認可（第三百三十九条）

ヲ 社会福祉連携推進方針の変更の認定（第四百四十条）

ワ 社会福祉連携推進法人の代表理事の選定及び解職の認可（第四百四十二条）

カ 社会福祉連携推進法人の一時役員又は代表理事の職務を行うべき者の選任（第四十五条の六、第四百三十二条）

別表第一社会福祉課長の専決事項の項第二号に次のように加える。

ハ 社会福祉連携推進法人の解散の届出の受理（第四十六条、第四百四十一条）

ニ 社会福祉連携推進法人に対する報告の徴収及び検査（第五十六条、第四百四十四条）

別表第一保健福祉部長の長寿社会政策課に係る専決事項の項第一号ニ中「改善命令」の下に「及び事業の制限又は停止命令」を加え、同項第二号中ニを削り、ホをニとし、ヘからワまでをホからワまでとし、カを削り、ヨをワとし、タからヤまでをカからオまでとし、同号マ中「第三条の二」を「第四条」に改め、同号中マをクとし、ケをヤとし、フからアまでをマからエまでとし、同項第三号イ中「第三十九条」を削り、同項中第六号を削り、第七号を第六号とし、同表長寿社会政策課長の専決事項の項第二号オ中「第三条の二」を「第四条」に改め、同号マ中「第三十五条の九、第三十五条の十」を「第三十五条の十五、第三十五条の十六」に改め、同号ケ中「第三十七条の二」を「第三十七条の二の三」に改め、同表農業振興課長の専決事項の項第三号を次のように改める。

三 農業経営基盤強化促進法の施行に関する次のこと（地方振興事務所長の専決に係るものを除く。）
 イ 二以上の同意市町村が県の区域内にある場合の農業経営改善計画の認定及び変更の認定並びに認定の取消し（第十三条の二）
 ロ 農業経営改善計画の認定に係る市町村への意見聴取並びに認定及び取消しをした旨の通知（第十三条の二）

ハ 青年農業者等育成センターの確保（第十四条の十二）

別表第一農業振興課長の専決事項の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、第十一号を削り、第十二号を第十号とし、第十三号を第十一号とし、同表農

政部長の畜産課に係る専決事項の項に次の一号を加える。

十一 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第三十四号）の施行に関する次のこと。

イ 認定畜舎等への措置命令（第十五条）

ロ 工事中の認定畜舎等に対する措置（第十八条）

別表第一畜産課長の専決事項の項中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律の施行に関する次のこと。

イ 畜舎建築利用計画の認定（第三条）

ロ 畜舎建築利用計画の変更の認定（第四条）

ハ 認定畜舎等の仮使用の認定（第六条）

ニ 認定畜舎等の譲渡及び譲受けの認可（第十条）

ホ 認定計画実施者の合併の認可（第十条）

ヘ 認定計画実施者の分割の認可（第十条）

ト 報告徴収及び立入検査（第十四条）

チ 交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないことの認定（畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和三年 農林水産省 国土交通省 令第六号）第四十八条）

別表第一農政部長の農村整備課に係る専決事項の項第二号中「の施行に関する次のこと」を「第三条の規定による海岸保全区域の指定及び廃止」に、「ロ」を「」に改め、同号イからルまでを削り、同項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同項第五号中「の施行に関する次のこと」を「第四条の規定による防災重点農業用ため池の指定等」に改め、同号イ及びロを削り、同号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とし、同項第七号中「ため池及び」を削り、同号を同項第六号とし、同項第八号を同項第七号とし、同表農村整備課長の専決事項の項中第二号から第五号までを削り、第六号を第二号とし、第七号から第九号までを四号ずつ繰り上げ、同項第十号中「ため池及び」を削り、同号を同項第六号とし、同項中第十一号を第七号とし、第十二号を第八号とし、同表農政部長の農村整備課に係る専決事項の項及び同表農村整備課長の専決事項の項の次に次のように加える。

農村防災対策室

一 海岸法の施行に関する次のこと（農地保全のために指定された海岸保全区域内に係るものに限る。）
 イ 海岸管理者の指定（第五条）

ロ 監督処分（第十二条）

農村防災対策室長

一 海岸法の施行に関する次のこと（農地保全のために指定された海岸保全区域内に係るものに限る。）
 イ 海岸管理者以外の者の施行する工事の承認等（第十三条）

認等（第十三条）

- ハ 他の管理者の管理する操作施設に係る操作規程及びその変更の承認並びに協議（第十四条の三）
- 二 工事原因者の工事の施行命令（第十六条）
- ホ 他の管理者の管理する海岸保全施設の管理に係る措置命令（第二十一条）
- ヘ 他の管理者の管理する操作施設に関する監督（第二十一条の二、第二十一条の三）
- ト 災害時における緊急措置（第二十三条）
- チ 協議会の設置（第二十三条の二）
- リ 海岸協力団体の指定及び名称等の変更の届出の受理並びにこれらの公示（第二十三条の三）
- ヌ 海岸協力団体に対する監督等（第二十三条の五）
- 二 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）の施行に関する次のこと（農地保全のために指定された地すべり防止区域内に係るものに限る。）
 - イ 地すべり防止区域の指定の意見具申（第三条）
 - ロ 地すべり防止工事の承認及び協議（第十一条）
 - ハ 工事原因者の工事の施行命令（第十四条）
 - ニ 監督処分（第二十一条）
 - ホ 改良、補修等の措置命令（第二十三条）
 - ヘ 立退きの指示（第二十五条）
 - 三 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法第五条の規定による防災工事等推進計画の策定等
 - 四 一件の補助金額千円以上の団体営補助工事の承認（ため池の対策工事に係るものに限る。）
 - 五 補助金の増減が二百万円以上となる事業の設計変更の承認
- ロ 海岸保全区域内における制限行為の指定（海岸法施行令（昭和三十一年政令第三百三十二号）第三条）
- 二 地すべり等防止法第十三条の規定による兼用工作物の工事の施行の協議（農地保全のために指定された地すべり防止区域内に係るものに限る。）
- 三 農業用ため池の管理及び保全に関する法律の施行に関する次のこと。
 - イ 農業用ため池に関するデータベースの整備及び公表（第四条）
 - ロ 防災工事に係る代執行の公告（第十一条）
 - ハ 裁定の申請の公告（第十四条、第十七条）
 - ニ 施設管理権の設定及び存続期間の延長に関する裁定の公告（第十六条、第十七条）
 - 四 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法第六条の規定による指導、助言等
 - 五 一件の補助金額千円未満の団体営補助工事の承認（ため池の対策工事に係るものに限る。）
 - 六 補助金の増減が二百万円未満となる事業の設計変更の承認

別表第一 土木部長の道路課に係る専決事項の項第一号子中「第四十四条の二」を「第四十四条の三」

に改め、同表土木部長の建築宅地課に係る専決事項の項第一号口中「違反建築物」を「違反建築物等」に改め、同号中カをヨとし、ホからワまでをへからカまでとし、同号二中「違反建築物」を「違反建築物等」に改め、同号二を同号ホとし、同号ハ中「建築物」を「建築物等」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 保安上危険となり、又は衛生上有害となるおそれがある建築物等に対する指導及び助言（第九条の四）

別表第一 土木部長の建築宅地課に係る専決事項の項第九号に次のように加える。

リ 敷地分割組合の設立及び解散の認可並びに設立の認可の取消し（第六十六条、第八十六条、第二百四十四条）

ヌ 敷地権利変換計画の認可（第九十条）

別表第一 土木部長の建築宅地課に係る専決事項の項に次の一号を加える。

十三 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第四十九号）第三条の二第一項の規定によるマンション管理適正化推進計画の作成（町村部に限る。）

別表第一 建築宅地課長の専決事項の項第十三号イ中「第三十四条」の下に、「第七十条」を加え、同号ロ中「第三十四条」の下に、「第七十条」を加え、同号ホ中「第三十八条」の下に、「第八十七条」を加え、同号ル中「又は」を「若しくは」に改め、「個人施行者」の下に「又は敷地分割組合」を、「第九十七条」の下に、「第三十三条」を加え、同号ラ中「の施行」を削り、「マンション敷地売却事業」の下に「並びに敷地分割事業の施行」を、「第六十条」の下に、「第二十三条」を加え、同号ワ中「第六十一条」の下に、「第二十四条」を加え、同号カ中「第六十一条」の下に、「第二十四条」を加え、同号ラ中「認定」を「認可」に改め、同号に次のように加える。

ム 敷地分割組合の設立及び解散の認可並びに設立の認可の取消しに係る公告（第七十三条、第八十六条）

ウ 敷地分割組合の定款又は事業計画の変更の認可（第八十三条）

ニ 敷地権利変換計画の変更の認可（第九十七条）

別表第一 建築宅地課長の専決事項の項に次の一号を加える。

十七 マンション管理の適正化の推進に関する法律の施行に関する次のこと（町村部に限る。）。

イ マンション管理適正化推進計画の公表及び関係町村への通知（第三条の二第五項）

ロ マンション管理適正化推進計画の作成及び変更並びにマンション管理適正化推進計画に基づく措置の実施に必要な調査への協力要請（第三条の二第六項）

ハ 管理組合の管理者等へのマンションの管理の適正化を図るために必要な助言及び指導（第五条の二第一項）

二 運営が著しく不適切である管理組合の管理者等への勧告（第五条の二第二項）
 別表第一保健福祉事務所の長の特決事項の項及び同表栗原保健所長及び登米保健所長の特決事項の項を削る。

別表第四地方振興事務所の地域事務所長の特決事項の項第十五号中「市町村振興総合補助金」の下に「人口減少・少子化等地域対策強化事業費補助金」を加え、「」及び「」に改める。

別表第六保健福祉事務所の地域事務所長の特決事項の項第一号を削り、第二号中「介護保険低所得者利用負担軽減対策事業費補助金及び」を削り、同号を同項第一号とし、同項第三号中イからルまでを削り、ヲをイとし、ワをロとし、カからツまでを削り、同号に次のように加え、同号を同項第二号とする。

ハ 児童の同居等の届出の受理（第三十条）

ニ 指示及び報告の請求（第三十条の二）

ホ 報告の請求及び立入検査（母子生活支援施設の長に対するものに限る。）（第四十六条）
 ヘ 自己負担額の徴収（第二十二条の規定による助産施設への入所措置及び第二十三条の規定による母子生活支援施設への入所措置に係るものに限る。）（第五十六条）

別表第六保健福祉事務所の地域事務所長の特決事項の項第二号の次に次の一号を加える。

三 母子及び父子並びに寡婦福祉法の施行に関する次のこと。

イ 資金の貸付け（第十三条、第三十一条の六、第三十二条、附則第三条、附則第六条）

ロ 据置期間の延長（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（以下この号において「政令」という。）第八条、第三十一条の六、第三十七条、附則第七条、附則第八条）

ハ 交付の停止及び減額（政令第十一条、第三十一条の七、第三十八条）

ニ 貸付けの停止（政令第十二条、第三十一条の七、第三十八条）

ホ 一時償還の請求（政令第十六条、第三十一条の七、第三十八条、附則第七条、附則第八条）

ヘ 違約金の徴収及び不徴収（政令第十七条、第三十一条の七、第三十八条、附則第七条、附則第八条）

ト 償還金の支払の猶予（政令第十九条、第三十一条の七、第三十八条、附則第七条、附則第八条）

チ 保証人等の変更の承認（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則第十一条）

別表第六保健福祉事務所の地域事務所長の特決事項の項第四号を次のように改める。

四 旧母子及び寡婦福祉法施行令の施行に関する次のこと（旧資金に係るものに限る。）。

イ 交付の停止及び減額（第三十八条）

ロ 貸付けの停止（第三十八条）

ハ 一時償還の請求（第三十八条）

ニ 違約金の徴収及び不徴収（第三十八条）

ホ 償還金の支払の猶予（第三十八条）

別表第六保健福祉事務所の地域保健福祉部部長の特決事項の項第四号中「地域事務所の事業担当区域に係るものを除く。」を削り、同号中ロを削り、ハをロとし、ニをハとし、同表保健福祉事務所の地域事務所に置かれる地域保健福祉部部長の特決事項の項を削る。

別表第七仙南保健所、塩釜保健所、大崎保健所、石巻保健所及び気仙沼保健所の環境衛生部部長の特決事項の項中「仙南保健所、塩釜保健所、大崎保健所、石巻保健所及び気仙沼」を削り、同項第二十四号カ中「麻薬及び向精神薬取締法施行条例（平成十二年宮城県条例第六十一号。以下この号において「条例」という。）第三条」を「麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和二十八年厚生省令第十四号）第一条の四」に改め、同号ヨを削り、同項第三十七号中ホをへとし、ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ 報告の受理（第十八条の十五）

別表第七栗原保健所及び登米保健所の環境衛生部部長の特決事項の項を削り、同表塩釜保健所の支所長の特決事項の項第二号中「仙南保健所、塩釜保健所、大崎保健所、石巻保健所及び気仙沼」を削り、同表に次のように加える。

大崎保健所栗原支所及び石巻保健所登米支所の支所長

一 保健所の地域保健福祉部部長の特決事項の項第三号から第十五号までに掲げる事項

二 クリーニング業法の施行に関する次のこと（クリーニング所を開設しないで洗濯物の受取及び引渡しをすることを営業とする者に係るものに限る。）。

イ 営業者からの届出の受理（第五条）

ロ 地位の承継の届出の受理（第五条の三）

三 毒物及び劇物取締法施行条例の施行に関する次のこと。

イ 合格証の書換え交付（第十八条）

ロ 合格証の再交付（第十九条）

四 麻薬及び向精神薬取締法の施行に関する次のこと。

イ 麻薬小売業者に対する免許（第三条）

ロ 免許証の記載事項の変更届の受理及び免許証の書換え交付（麻薬小売業者に係るものに限る。）（第九条）

ハ 免許証の再交付及び返納の受理（麻薬小売業者に係るものに限る。）（第十条）

五 保健所の環境衛生部部長の特決事項の項第一号から第三号まで、第五号から第十四号まで及び第二十一号から第三十六号までに掲げる事項

別表第八児童相談所の支所長の特決事項の項第一号中ネをムとし、ツをラとし、ソをナとし、レを

ソとし、ソの次に次のように加える。

ツ 義務教育終了児童等に対する援助、義務教育終了児童等であつて児童自立生活援助の実施を希望するものの申込書の受理、連絡及び調整、申込みの勧奨並びに情報の提供（第三十三条の六）

ネ 養育里親名簿及び養子縁組里親名簿の作成並びに養育里親又は養子縁組里親のその名簿からの抹消（第三十四条の十九、第三十四条の二十）

別表第八児童相談所の支所長の専決事項の項第一号中タをシとし、ヌからヨまでをルからタまでとし、リの次に次のように加える。

ヌ 児童自立生活援助の実施が適当と認める児童に係る報告の受理（第二十五条の七、第二十五条の八）

別表第九土木事務所の地域事務所長の専決事項の項第十一号口中「勧告若しくは」を削り、「安全確保措置」を「緊急安全確保措置」に改める。

附 則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、別表第一企画部長の地域振興課に係る専決事項の項、同表環境生活部長の環境対策課に係る専決事項の項、同表保健福祉部長の長寿社会政策課に係る専決事項の項、同表長寿社会政策課長の専決事項の項、同表農業振興課長の専決事項の項、同表土木部長の道路課に係る専決事項の項、同表土木部長の建築宅地課に係る専決事項の項第一号、別表第六保健福祉事務所の地域保健福祉部長の専決事項の項、別表第八児童相談所の支所長の専決事項の項及び別表第九土木事務所の地域事務所長の専決事項の項の改正規定は、令和四年三月三十一日から施行する。